

埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後

改正前

(傍線の部分は、改正部分)

埼玉県立高等技術専門校条例

第一条～第五条 (略)

埼玉県立高等技術専門校条例
第一条～第五条 (略)

(専門校以外の施設における職業訓練等)

第六条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練とする。

2 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、**迅速かつ効果的な普通職業訓練とする。**

(訓練基準)

第七条 普通課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 教科は、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

二 訓練期間は、一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以内において当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

三 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

四 設備は、教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができることと認められるものであること。

五 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

六 法第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の内容に応じた適切な数であること。

七 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項(法第二十六条の二において準用する場合を含む。)に規定する技能照査をもつて代えることができる。

2 短期課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 教科は、その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得さ

せるために適切と認められるものであること。

二 訓練期間は、六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以内の適切な期間であること。

三 訓練時間は、十二時間（管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者を対象とする訓練にあつては、十時間）以上であること。

四 設備は、教科の科目に応じ、当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

3 規則で定める訓練科に係る基準は、前二項に定めるもののほか、規則で定める。

（職業訓練指導員）

第八条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の三各号のいずれかに該当する者（同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者及び法第三十条第一項に規定する職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、同令第三十九条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

第九条（第十一條）（略）

（授業料等の納付）

第十二条 普通課程（国の委託を受けて行う普通職業訓練に係る訓練科を除く。以下この項において同じ。）の入校試験を受けようとする者は入校試験手数料を、普通課程の訓練生は授業料を、技能講習の入校の許可を受けた者は受講料を納付しなければならない。

2 （略）

第十三条（第十六條）（略）

第六條（第八條）（略）

（授業料等の納付）

第九条 普通課程の入校試験を受けようとする者は入校試験手数料を、普通課程の訓練生は授業料を、技能講習の入校の許可を受けた者は受講料を納付しなければならない。

2 （略）

第十條（第十三條）（略）